

消防の動き

339号

平成11年5月

バブル経済崩壊後、右肩下がりの経済低迷の打開が国民の重大な関心事であります。

日本経済が21世紀へ向けて持続的成長を遂げるため、その基本戦略として「規制緩和」の推進が不可欠といわれています。

規制緩和の目的は、自己責任原則と市場原理＝競争の哲学を基にした抜本的な構造改革を進め日本経済を再活性化していくことです。

先に、政府が定めた規制緩和3ヵ年計画改定計画には、規制を経済的規制と社会的規制に区分した上で(i)経済的規制は原則自由、(ii)社会的規制は必要最小限と規定しています。

このうち、経済的規制は、参入規制や価格規制等であって、規制緩和によって自由な市場競争を実現することにより低迷する日本経済を再活性化するより重要な手段として扱われるものであります。

社会的規制は、安全性の確保や環境の保全のためであって、自由な市場競争を制限することが最小限となるよう規制緩和が求められています。

消防関係は、もちろん社会的規制の範ちゅうですが、具体的には同計画に消防法関係として21項目、平成10～12年度の3年間に措置すべきものとして鋭意検討がなされています。

規制緩和

審議官 四方 和幸

次に、同計画には、検査の民間移行等規制方法の合理化についても規定されています。

安全の確保や取引の効率化等のための基準・規格及び検査・検定いわゆる基準認証等についてであります。

まず、(i)国が関与する基準認証等の範囲を見直し、なお国が関与する必要がある場合、(ii)適切なセーフティ・ネットの整備の上で自己確認・自主保安とすることを検討する。次に、これが適当でない場合であっても、(iii)自己確認・自主保安を基本としつつ、第三者による検査等を義務づける仕組み(第三者認証)について検討する。なお適当でない基準認証等については、(iv)国が直接実施したり、指定検査機関等の代行機関を設けることもやむを得ないが、できるだけ民間活用を図るとともに、主体についても、原則として公益法人以外の民間法人にも開放する等の見直しを行うこととされています。

規制緩和の中で自主保安体制の確立による行政の関与の抑制、自主保安精神の醸成はもとより重要であります。公共危険の回避・社会不安の除去・安全性の確保も不可欠であります。

今後とも、消防関係の基準認証等についても機会を通じ適切に検討が進められます。

も く じ

○ 巻頭言.....	審 議 官	1
○ 都道府県、市町村及び消防本部におけるコンピュータ西暦2000年問題対応状況調査結果について	防 災 情 報 室	2
○ 「平成10年度ハロン抑制対策検討委員会報告書」の概要について	予 防 課	4
○ 平成10年度「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について.....	防 災 課	8
○ 大規模災害時における消防・防災ヘリコプターの広域応援体制検討委員会報告書(概要).....	救 急 救 助 課	13
○ 北から南から 滋賀県 今 きらめきはじめる甲賀	甲賀郡行政事務組合甲賀郡消防本部 消防長 林 忠夫	15

都道府県、市町村及び消防本部におけるコンピュータ 西暦2000年問題対応状況調査結果について

防災情報室

都道府県、市町村及び消防本部が保有している主要な消防・防災システムのコンピュータ西暦2000年問題に関する対応状況（平成11年3月1日現在）は、以下のとおりである。

（進捗状況を示す用語の説明）

進捗状況を示す用語は次のような状態を指す。

「実施済」...当該作業が終了している場合

「実施中」...当該作業を行っているが、完了していない場合

「対応予定」...作業が必要なシステムを確定し、作業実施予定が定められている場合

「対応未定」...作業が必要なシステムを確定中である場合(対応検討中を含む)

【都道府県】

2000年問題該当装置が無いと回答のあった団体を除いて集計したところ、防災行政無線関係の修正作業は6割弱、情報システムの修正作業は8割程度の団体で実施済又は実施中であるが、対応未定の団体も0.5割から2割程度ある。

また、模擬テストは2割強から5割程度、危機管理計画策定は1割から3割程度の団体で実施済又は実施中であり、対応未定の団体は模擬テストで3割から4割程度、危機管理計画策定は7割程度ある。

（都道府県防災行政無線：固定系）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	43%	11%	32%	14%
②模擬テスト	18%	7%	36%	39%
③危機管理計画策定	7%	7%	11%	75%

（都道府県防災行政無線：地域衛星通信ネットワーク設備）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	50%	8%	21%	21%
②模擬テスト	29%	12%	18%	41%
③危機管理計画策定	9%	9%	9%	73%

（救急医療情報システム：都道府県整備分）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	73%	3%	10%	14%
②模擬テスト	45%	3%	24%	28%
③危機管理計画策定	18%	3%	10%	69%

（防災情報システム：震度情報ネットワークシステム）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	78%	5%	12%	5%
②模擬テスト	37%	0%	29%	34%
③危機管理計画策定	7%	7%	7%	79%

【市町村・消防本部】

2000年問題該当装置が無いと回答のあった団体を除いて集計したところ、通信関係の修正作業は6割から8割、消防用車両の修正作業は約9割、救急・救助用資器材の修正作業は7割から10割の団体で実施済又は実施中であるが、対応未定の団体も0.5割から3割程度ある。

また、模擬テストは2割から7割程度、危機管理計画策定は2割以下の団体で実施済又は実施中であり、対応未定の団体は模擬テストで3割から7割程度、危機管理計画策定は6割から9割程度ある。

（消防緊急通信指令施設：指令装置）

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	58%	4%	28%	10%
②模擬テスト	35%	4%	24%	37%
③危機管理計画策定	10%	5%	10%	75%

(消防無線システム)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	69%	5%	17%	9%
②模擬テスト	38%	3%	19%	40%
③危機管理計画策定	10%	4%	12%	74%

(救急無線システム)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	70%	5%	19%	6%
②模擬テスト	33%	4%	25%	38%
③危機管理計画策定	11%	5%	13%	71%

(画像伝送システム)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	60%	8%	12%	20%
②模擬テスト	24%	8%	16%	52%
③危機管理計画策定	8%	0%	20%	72%

(市町村防災行政無線：同報系)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	58%	2%	20%	20%
②模擬テスト	40%	1%	20%	39%
③危機管理計画策定	10%	2%	7%	81%

(市町村防災行政無線：地域防災無線)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	60%	2%	17%	21%
②模擬テスト	39%	2%	16%	43%
③危機管理計画策定	7%	4%	6%	83%

(防災情報システム：震度情報ネットワークシステム)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	78%	2%	8%	13%
②模擬テスト	59%	0%	8%	33%
③危機管理計画策定	5%	2%	2%	91%

(消防用車両：梯子車)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	92%	0%	0%	8%
②模擬テスト	30%	0%	11%	59%
③危機管理計画策定	8%	0%	3%	89%

(消防用車両：化学車)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	83%	0%	0%	17%
②模擬テスト	33%	0%	6%	61%
③危機管理計画策定	11%	0%	6%	83%

(消防用車両：その他)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	74%	10%	0%	16%
②模擬テスト	22%	0%	10%	68%
③危機管理計画策定	5%	0%	5%	90%

(消防艇)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	33%	0%	0%	67%
③危機管理計画策定	0%	0%	33%	67%

(救急用資器材：除細動器)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	91%	0%	2%	7%
②模擬テスト	55%	0%	6%	39%
③危機管理計画策定	19%	2%	3%	76%

(救急用資器材：患者監視装置)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	93%	0%	1%	6%
②模擬テスト	59%	0%	5%	36%
③危機管理計画策定	19%	2%	3%	75%

(救急用資器材：その他)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	92%	0%	2%	6%
②模擬テスト	58%	1%	5%	36%
③危機管理計画策定	20%	0%	6%	74%

(救助用資器材等：電磁波探査装置)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	100%	0%	0%	0%
②模擬テスト	67%	0%	0%	33%
③危機管理計画策定	17%	0%	0%	83%

(救助用資器材等：ガス分析装置)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	69%	0%	0%	31%
②模擬テスト	38%	0%	0%	62%
③危機管理計画策定	15%	0%	0%	85%

(救助用資器材等：その他)

	実施済	実施中	対応予定	対応未定
①修正作業	86%	0%	0%	14%
②模擬テスト	43%	0%	0%	57%
③危機管理計画策定	14%	0%	29%	57%

「平成10年度ハロン抑制対策検討委員会報告書」の概要について

予 防 課

1 ハロン規制の経緯

ハロン及びフロン（以下「ハロン等」という。）の規制は、1974年米国カリフォルニア大学の F.S.Rowland 教授、M.J.Molina 博士が、フロン類によるオゾン層破壊の可能性及びこれによる人体の悪影響について発表したことに始まり、これを受けて国連環境計画（UNEP）においてハロン等による環境問題について検討が進められることとなったものです。

2 モントリオール議定書による規制の概要

ハロンの生産量及び消費量の規制については、1986年を基準として、1992年1月1日以降100%以下、1995年1月1日以降50%以下及び2000年1月1日以降全廃とされていましたが、1994年11月23日から25日にかけてコペンハーゲンで開催された第4回モントリオール議定書締約国会合において、1994年1月1日以降の生産及び消費量（必要不可欠な分野における使用（エッセンシャルユース）のための生産等を除く。）の全廃が決議されました。これにより、1994年1月1日以降のハロンの生産及び消費は全廃されています。

3 国際会議の動向等について

(1) 第10回モントリオール議定書締約国会合の概要

1998年11月23日から24日にエジプトのカイロにおいて開催された第10回モントリオール議定書締約国会合の概要は、次のとおりです。

ア ハロン関係の決議事項（決議 X / 7）

締約国は、ハロンの排出削減及び使用の全廃を含む「国家ハロンマネジメント戦略」を策定し、2000年7月までに事務

局（UNEP）に報告することとされました。

イ その他の決議事項

ア) オゾン層破壊の可能性があると報告されていた物質につき、新たな規制対象とすることについて、締約国は、①使用量・使用目的を報告すること、②オゾン層への影響を分析し、第11回締約国会合に報告すること、③必要な場合は、議定書に基づいた管理・全廃のための適切な手続きをすること。

イ) 現行規制の適用除外となっている検査及び出荷前処理用途の臭化メチルについて、適用除外を更に厳格に運用すべきとの観点から今後の取扱いとして、①使用量及び用途を評価すること、②国ごとに検討している抑制手法を第11回締約国会合に報告すること。

ウ) 議定書付属書 A 及び B に掲げる規制物質（ハロンを含む。）を使用する製品及び設備の輸入を許可しない国はその旨を事務局に報告し、事務局は該当国のリストを作成し、第11回締約国会合で配布すること。

(2) 今後の対応

ハロンについては、クリティカルユース以外のものの廃止、代替ハロンへの転換を図り、余剰ハロンを破壊すること等が要請されています。その一方で、ハロンの漏出の最小化、破壊に至るまでの効率的かつ経済的な貯蔵方法の検討も要請されています。日本においては、ハロンが適正に管理使用され、みだりに放出されることなく有効に再利用されていることから、今後ともハロ

ンバンクを中心として、ハロンの回収・再利用の確保を図ることとし、併せて代替ハロンの使用可能性、ハロンの破壊方法について更に検討を進めることが適当であると考えられます。

4 地球温暖化対策について

平成9年12月に、気候変動枠組条約京都議定書において、ハロン代替消火剤として用いられている二酸化炭素及びHFCの排出削減が盛り込まれました（先進国及び市場経済移行国全体として5%、日本として6%の削減率）。このことを受け、「地球温暖化対策推進本部の設置について」（平成9年12月19日閣議決定）により、京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、「地球温暖化対策推進本部」が内閣に設置され、「地球温暖化対策推進大綱～2010年に向けた地球温暖化対策について～」（平成10年6月19日、地球温暖化対策推進本部決定）がとりまとめられています。

また、他省庁の動きとして、通商産業省では、平成10年2月に「産業界によるHFC等の排出抑制対策に係る指針」を策定し、HFC等の排出抑制対策に係る行動計画の策定及び実施について、各産業界等に協力要請を行っ

ています。一方、環境庁では、「HFC等対策に関する調査検討会」を設置するなどしてHFCの使用抑制等について調査検討を行っています。

5 ハロンバンク

(1) ハロンバンクの状況

日本国内におけるハロンバンクマネジメントについては、1992年（平成4年）11月の第4回モントリオール議定書締約国会合の決議を受けて、消防庁の指導によりハロンバンク推進協議会が平成5年7月19日に設立され、平成6年3月より運用を行っています。主な業務は、ハロンデータベースの管理、ハロンの回収・供給の調整、ハロンに関する情報提供等であり、平成11年3月31日現在のハロンデータベースの登録状況は、次表のとおりです。

(2) 今後の課題

ハロンバンクの円滑な運用を行い、さらには、不用意な大気への放出を防止するためには、ハロンの回収を適切に行い、供給と回収の調和を図る必要があります。平成10年度においては、回収量が供給量を上回っていますが、今後ともハロンの回収について周知徹底を図り、確実に回収を進めることにより、ハロンを適正に管理していく

	件数	薬剤名	件数	容器本数	薬剤量（kg）
消火設備	33,735	ハロン1211	98	636	30,607
		ハロン2402	679	1,287	330,415
		ハロン1301	32,958	289,804	15,697,225
消火装置	12,746	ハロン1211	29	71	2,183
		ハロン2402	224	1,828	46,927
		ハロン1301	12,493	33,637	1,035,767
消火器	10,312	ハロン1211	664	8,405	36,881
		ハロン2402	190	2,208	4,304
		ハロン1301	9,458	75,431	172,266
合計	55,887	ハロン1211	791	9,112	69,671
		ハロン2402	1,093	5,323	381,646
		ハロン2402	1,093	398,872	16,905,258

ことが必要です。また、消火以外の点検時等におけるガスの無用な放出を抑制し、供給ガスのうち補充ガス量の減少に努めることが必要です。

6 新消火剤の使用状況等

現在、ハロン代替の種々の消火剤の開発が精力的に行われています。新消火剤は、大別すると、炭素、水素、フッ素等を組み合わせたもの（ハロゲン化合物）と不活性ガスを混合したもの（非ハロゲン化合物）との2種類があります。なお、これらのガスについては、消火性能、毒性等との研究が国内外で行われているところですが、ODP（オゾン破壊係数）値が0で、かつ、ハロンと同等の消火性能を有する新消火剤は開発されていない状況にあります。

(1) ハロン代替消火剤の種類

ア ハロゲン化合物系

- ①PFC 31 10（通称：CEA 410 等）
- ②HFC 227ea（通称：FM 200 等）
- ③HFC 23（通称：FE 13 等）

イ 非ハロゲン化合物（不活性ガス）系

- ①IG 541（通称：INERGEN 等）
- ②IG 55（通称：ARGONITE 等）
- ③窒素ガス

(2) ハロン代替消火剤の特性

ア ハロゲン化合物

- ①全域放出用消火ガスであり、室内に均一の濃度になるように拡散する。
- ②クリーンな消火ガスで、放出後に残滓がない。
- ③液化ガスである。
- ④非導電性である。
- ⑤オゾン破壊係数がない。

PFC 31 10及びHFC 227eaは、一般的に窒素で加圧されていますが、HFC 23の場合には、窒素による加圧の必要性がありません。現在開発されているものについては、ハロン1301より、消炎濃度が高いといわれており、通常の貯蔵形態において貯蔵

に要する空間が、ハロン1301より大きくなることが多くなります。また、ハロン1301と同じ消火条件下では、フッ化水素のような腐食性・毒性を有する分解生成物を多く発生する傾向にあります。

ハロゲン化合物系の消火原理は、現時点で全て解明されているわけではありませんが、物理効果（酸素濃度の低下、冷却）と化学効果（反応の抑制）が合わさったものといわれています。なお、ハロン1301では、主として化学効果（反応の抑制）による消火です。

イ 非ハロゲン化合物系

- ①全域放出用消火ガスであり、室内に均一の濃度になるように拡散する。
- ②クリーンな消火ガスで、放出後に残滓がない。
- ③非導電性である。
- ④オゾン破壊係数がない。

消化の作用としては、室内の酸素濃度を、燃焼を維持できないレベルに下げることにより火災を抑制するものです。不活性雰囲気にするためには、ガス自体が不活性であることが必要であり、かつ、燃焼が維持できなくなるまでのレベルまで室内の酸素濃度を低下させることが必要です。このため、一般的に消炎濃度はハロン1301やハロゲン化合物系のものより大きく、また、通常の貯蔵形態において液化していないことから、貯蔵に要する空間は、ハロン1301やハロゲン化合物系のものより大きくなることが多くなります。

なお、継続燃焼ができなくなる酸素濃度は、一般的な可燃物では14%～15%程度と考えられていますが、安全率を見て12.5%～13%程度を目標に設計されています。

(3) 新消火剤の評価制度

新消火剤については、現在、研究開発が行われているところであり、商品化されているものであっても、その種類、性質等が

多様であるため、一律に基準を定めることが困難な状況にあります。このため、新消火剤を用いた消火設備・機器の設置にあたっては、当該消火剤の消化性能及び毒性評価はもちろんこと、実際に設置する場所の用途、使用形態、容積、消火剤の放出方法等を含めた、総合的な判断を行うことが必要です。

消防庁では、平成7年5月に「ガス系消火設備に係る取扱いについて」(平成7年5月10日付け消防予第89号。以下「89号通知」という。)を通知し、新消火剤を使用する消火設備・機器を設置する場合に必要な総合的な評価の方法を示しております。あわせてこの通知の中で、財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設けられたガス系消火設備等評価委員会において、新消火剤を使用する消火設備・機器の機能・性能等について総合的な評価が行われる旨が示されています。また、相当の評価実績を有するケースについては、「消防等基本類型評価(個別の防火対象物ごとではなく、製品等ごとに評価を行うもの)が平成9年5月から開始されています。

さらに、「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」(平成8年12月25日付け消防予第265号・消防危第169号)により、危険物施設に新消火剤を使用する消火設備・機器を設置する場合についても、

貯蔵し又は取り扱う危険物の種類、貯蔵・取扱い形態等総合的な判断が必要である旨、安全センターに設けられたガス系消火設備等評価委員会において、総合的な評価が行われる旨が示されています。

(4) ガス系消火設備等の設置、維持・管理等に係る留意事項

ガス系消火設備等の設置、維持・管理等に係る基本的事項については、「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成7年5月10日付け消防予第89号)に示しているところですが、消火性能及び安全性の確保に係るこれまでの知見の集積、温室効果ガスの排出に係る「京都議定書」の趣旨等を踏まえ、消防庁では、「ガス系消火設備等の設置及び維持に係る留意事項について」(平成10年7月17日付け消防予第116号)を整理、通知しています。

(5) 新消火剤の設置状況

ガス系消火設備等評価委員会は、新ガス系消火剤を使用する消火設備・機器の機能・性能等について、総合的な評価を平成7年7月から行っています。

また、新消火剤についても、今後地球温暖化の観点から排出量削減が予定されていることから、ハロンバンクにおいてデータベース化が進められています。当該委員会において評価を受けた設備・機器は、平成11年3月1日現在、以下のとおりです。

消火剤の種類別		評価件数	
		設置等評価	基本類型評価
不活性ガス系	IG541(イナージェン)	178	4
	窒素ガス	159	0
ハロゲン化物系	HFC 227ea (FM 200)	76	0
	HFC 23 (FE 13)	48	1
合計		461	5

平成10年度「防災とボランティア週間」における諸行事の実施について

防 災 課

「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日から21日）」は、阪神・淡路大震災での地域住民の自主的な防災活動や全国から集まった多くのボランティアの目覚ましい活躍を契機に、「政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への充実強化を図ること」を目的として、平成7年12月に閣議了解により決められました。今年で4年目となりましたが、全国の地方公共団体等において、地域住民等の防災意識の高揚を図るための様々な行事が行われました。

(1) 行事実施団体数

都道府県では、44都道府県が、市区町村では、595団体が各種の行事を実施しました。

(2) 主な行事内容等

各地方公共団体では、防災意識の高揚を図るために各種の啓発行事等が行われました。

①都道府県

- ・災害時の訓練 104件
 - ・防災講演会・シンポジウム等 37件
 - ・防災写真展、防災機器展等 32件
- など合計212件の行事を実施。

②市区町村（消防本部を含む）

- ・災害時の訓練 620件

- ・小中学校児童生徒に対する防災知識の普及啓発 329件
 - ・防災写真展、防災機器展等 326件
- など合計2,441件の行事を実施。

消防庁では、1月18日に「第3回防災まちづくり大賞」の表彰を行いました。防災まちづくり大賞は、地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて表彰を行うものであり、今回は9団体に対し表彰を行いました。

阪神・淡路大震災から4年が経過しました。この震災により高まった防災に関する意識も時間の経過とともに薄れるおそれがあります。災害は、いつ、どこで起こるかわかりませんので、「自分で守る、みんなで守る」という意識のもと、防災に対する正しい知識を身につけ、災害に自信を持って対処できるよう日頃からの備えを万全にしておくことが大切です。

今後も、全国各地において「防災週間（8月30日から9月5日）」及び「防災とボランティア週間」などには、防災意識の高揚を図るため、講演会、展示会等の啓発事業、防災訓練等の諸行事の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県名	実施団体	実施日	行事名	行事内容
北海道	道	1/21	防災気象予警報伝達訓練	本道の3箇所地震発生を想定し、実際に即した形で、气象台からの津波情報、地震情報を道から全市町村、防災関係機関等へ伝達し、それぞれ伝達訓練、海面監視訓練、非常通信訓練、情報収集訓練等を行った。
	石狩支庁地区社会福祉協議会 石狩支庁地区ボランティア連絡協議会	1/23	石狩管内ボランティア活動フォーラム	映画フォーラム「地球が動いた日」 寸劇「救えるのはまずアナタ！ 応急手当を覚えましょう」 基調報告「災害とボランティア」 石狩支庁地域政策課主査 長尾博之 活動報告・北海道応急手当普及員連絡協議会 ・日本救難バイク協会北海道支部

都道府県名	実施団体	実施日	行事名	行事内容
青森県	県	1/19	防災安全地方研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道ボランティアドッグの会 ・大雨被災地から <p>県、市町村、消防機関、ボランティア関係団体等の職員を対象とした講演会を開催した。</p> <p>「メラティマス号流出油事故に学ぶ」 百石病院事務長 石川昭夫</p> <p>「災害とボランティア」 災害救援研究所長 伊永 勉</p>
岩手県	一関市	1/17	防災とボランティアの日	市内自主防災自治会3ヶ所を対象に「自主防災組織」を演題として防災講演の実施、各自主防災自治会に配備されている各種防災資機材の取扱訓練の実施
宮城県	県	1/17	災害救援ボランティアフォーラム	テーマ ~小地域での災害救援ボランティアを考える~ フォーラム「小地域での災害救援ボランティアを考える」
	仙台市	1/19	災害時の福祉とボランティアに関する意見交換会	市と福祉団体、ボランティア関係団体が意見交換を行い、相互理解と災害時の円滑な協力体制を構築する。
秋田県	県	1/21	自主防災組織育成指導者研修会	少年婦人クラブや市町村のボランティア組織等約300名を対象に 1. 航空自衛隊秋田救難隊長 鈴鹿忠文氏による 「秋田救難隊の救難活動について」の特別講演 2. 「第2回防災まちづくり対象」の事例をビデオ上映 3. 同実施会場を利用して「防火器具等の展示」を実施し、対象者を中心として防災知識の普及啓発や防災意識の高揚を図った。
山形県	県	1/19	防災フォーラム '99	「阪神・淡路大震災に学ぶこれからの防災対策」 神戸大学都市安全研究センター 室崎益輝
福島県	県	1/14	衛星可搬局デジタル映像伝送訓練	災害現場を想定し、県庁の敷地内から、周辺の映像を県庁統制局へ伝送した。
	福島市	1/14	防災講演会	優良自主防災組織表彰(2組織) 講演「災害時のネットワーク」 NTT福島支店長 庄司修 ビデオ上映「ライフラインの切断と火災」
茨城県	県、日立市	1/17	防災講演会	「都市型地震災害のトータルイメージと対策」 東京都立大学都市研究所長 望月利男 「災害ボランティアの役割」 日本災害救援ボランティアネットワーク事務局次長 広瀬満和 防災パネル展
栃木県	県	1/14	栃木県民防災の集い	「火山噴火と防災対応」 東京大学地震研究所教授 井田喜明 表彰式・平成10年度栃木県防災・安全功労者表彰 ・平成10年度消防関係功労者知事表彰 ・消防団活動協力事業所に対する知事感謝状贈呈
群馬県	伊勢崎市	1/17	防災とボランティア週間に学ぼう	基調講演「自主防災組織の役割と課題」 消防防災課防災政策係主任 榎本幸一 啓発ビデオ放映「阪神大震災を生きる」 阪神・淡路大震災写真展 防災倉庫備蓄資器材展示
埼玉県	県	1/17	防災ボランティア交流集会	各種講習や訓練を通じて、平常時にボランティア相互の交流を進め、災害時には、連帯を生かしたボランティア活動を行うため、県、(財)埼玉県消防協会、防災ボランティア交流集会実行委員会と共済で開催した。 ・被災体験談や支援体験談などの防災講演会の開催 ・ボランティアが講師となって行う心肺蘇生講習会等の開催

都道府県名	実施団体	実施日	行事名	行事内容
千葉県	県	1/23,24	防災フェアちば'99	・非常時の炊き出し訓練やロープワーク講習などのサバイバル訓練等の開催 ・無線通信訓練や防災実験等の開催 防災関係機関及び家庭での防災対策の紹介、展示、相談、実演等により、防災意識の高揚と防災知識の普及を図った。
東京都	都	1/13	防災シンポジウム'99	テーマ「災害とボランティア」 ・基調講演「阪神・淡路大震災に学ぶボランティア～垣根を超えて～」 朝日新聞社会部記者 外岡秀俊 ・パネルディスカッション「災害とボランティア」 コーディネーター 早稲田大学文学部教授 浦野正樹 パネリスト 連合東京福祉局長 上原泰男 日産自動車(株)広報担当部長 島田京子 まち・コミュニケーション代表 小野幸一郎 板橋区総務部防災課長 太野垣孝範
神奈川県	県	1/10～24	防災ギャザリング'99 from かながわ	かながわ県民活動サポートセンターを利用するボランティア団体等が実行委員会を作り、サポートセンターと共催で開催した、様々なイベントのギャザリング(集い)
	横浜市	1/24	災害ボランティアシュミレーション事業「いざ!ボランティア」	横浜災害ボランティアネットワーク会議では、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害時ボランティアはどう動くべきか、また地域の方々や行政とどう連携していくか、など課題に訓練を実施。 情報伝達訓練・コーディネート訓練・物資輸送炊き出し等訓練・障害者、高齢者の避難移送訓練等
	伊勢原市	1/16,17	夜間避難所生活体験訓練	伊勢原市地域防災計画に沿って、行政と市民が一体となり夜間の避難所生活を体験することにより、防災体制の強化及び災害時の防災行動力と協力体制の習熟を図る。
新潟県	新潟市	1/17	防災とボランティアの行事	災害時のボランティア活動及び自主的な活動について、市民の認識を高め、災害への備えの充実強化を図った。 ・正しい119番通報の仕方・応急手当の方法・効果的な初期消火の方法 ・応急救出・応急担架作成の方法・炊き出し訓練・起震車による地震の体験・災害発生そのときあなたは?・障害別避難誘導のポイント・各種防災用具の展示及び取り扱い
富山県	県	1/20	防災講演会	「地震のメカニズムと地震予知について」 東京大学教授 島崎邦彦 「危機管理としての防災」 京都大学教授 林春男
石川県	県	1/8,20,21	災害ボランティア受入れ担当者研修会	「災害時におけるボランティア支援マニュアル」 日本NPOセンター主任企画員 田尻佳史
福井県	県	1/17	「わくわくボランティアフェスタ」における福井震災パネル展示	生協ボランティアセンター主催の「わくわくボランティアフェスタ」の会場に、福井震災写真パネル等(約60枚)の展示を行い、県民の防災意識の啓発を図る。
山梨県	県	1/19	山静神合同防災訓練	三県(山梨、静岡、神奈川)警察、消防本部、日赤及び自衛隊の参加協力を得て、情報受伝達訓練、応援要請訓練、現地訓練を実施した。
長野県	県	1/14	防災啓発資料の配布	阪神・淡路大震災におけるボランティア活動等を紹介した冊子、家具等転倒防止対策等を示した冊子等を県民に配布
岐阜県	県	1/16	広報番組の放送「あなたは大丈夫?地震対策の徹底」	県の地震防災について紹介し、県民に対して、地震の備えを呼びかけた。

都道府県名	実施団体	実施日	行事名	行事内容
静岡県	大垣市	1/17	防災ボランティアセミナー	講演・災害ボランティア活動とは(市生活安全課) ・災害発生時における犯罪被害予防(大垣警察署生活安全課) ・災害発生時におけるガスの取扱い(県ILP-ガス協会西南濃支部) ・応急手当(大垣消防組合) 実技・炊き出し訓練(市生活安全課) ・救助資機材等の取り扱い訓練(大垣消防組合) (エンジンカッター・チェーンソーの取り扱い) ・身近な応急手当・救急法(大垣消防組合) ・防災センター備蓄庫見学(市生活安全課)
	県	1/20	事業所地震防災研修会	「企業における地震防災対策」 防災情報研究所 久保育雄
愛知県	県	1/16	防災ボランティアシンポジウム	「愛知県及びその周辺の活断層」 最近の活断層調査結果を踏まえて 京都大学教授(愛知県活断層調査委員会委員長) 岡田篤正 「災害時に備えた防災ボランティアのネットワークづくりのために」 わがまちの災害時に備えた平常時からの 防災ボランティアネットワークづくりの方向を考える コーディネーター 京都大学教授 林春男
三重県	名古屋市	1/17	防災とボランティアのつどい	講演(桂文珍)、防災クイズ、一般市民希望者応急手当講習会、展示コーナー、相談コーナー
	県	1/17	市民防災活動ひろば「地震とボランティア活動」	災害救援や防災活動を志す市民活動団体を対象、緊急体制における各団体の行動計画等を協議、ボランティア情報センターの機能等を検討、災害伝言ダイヤル171体験、等
滋賀県	県	1/20	県民防災講演会、防災写真展	「地域における自主防災活動の推進」 (株)まちづくり計画研究所代表取締役所長 渡辺実 参加者との意見交換
京都府	京都市	1/16,17,19	「災害に強いまちづくり」シンポジウム	パネルディスカッション「災害と市民そのボランティア」 コーディネーター 甲子園大学学長 木下富雄 会場交流セッション(ワークショップ) コーディネーター 立命館大学教授 乾亮 他
大阪府	府	1/15	高校生防災ボランティアスクール in OSAKA	ボランティアの育成 防災ボランティアに関心のある全国の高校生41人 ・防災ボランティアの体験学習 ・グループでのディスカッション
	府	1/16	“防災とボランティア”を考えるシンポジウム	防災知識の普及啓発 基調講演「若者とボランティア」 シナリオライター 小山内美江子 パネルディスカッション「若者たちの防災ボランティア活動から学ぶ」 コーディネーター NHK解説委員 伊藤和明
兵庫県	県	1/18	阪神・淡路大震災4周年教育復興の集い	ビデオ「大震災からの復興」 発表「トライやる・ウィークを体験して」 「生き方を考える高校生フォーラムから」 特別講演「大震災を乗り越えて あの日あの時・・・そして今」
奈良県	県	1/21	防災講演会	「地域における自主防災活動」 神戸大学教授・京都大学防災研究所客員教授 室崎益輝
和歌山県	県	1/20	職員参集訓練	緊急防災要員を対象とした参集訓練 緊急防災要員の役割等：初動体制の早期確立を図るため、県庁及び各振興局の近隣に居住する職員を平成8年3月に任命、震度6弱以上の地震発生時に参集し、災害応急対策を実施できる体制が整うまでの間、特に緊急を要する業務に従事する。

都道府県名	実施団体	実施日	行事名	行事内容
鳥取県	県	1/18-22	防災パネルの展示	阪神大震災の様子、家庭の防災対策、自主防災組織の意義などをパネルで紹介した。
島根県	県	1/21	防災講演会	・地球環境と災害をテーマにNHK解説委員伊藤和明氏による講演 ・地元ボランティア団体による「阪神・淡路大震災」チャリティーコンサートの再現
岡山県	県	1/15-18	防災パネル・写真展	防災啓発用パネル展示、台風第10号写真パネル展示、啓発チラシ等の配布、非常持ち出し品の展示、防災ビデオの上映、生存者情報データベースの運用
広島県	県	1/18	大規模地震発生時の初動要員参集訓練	初動要員の参集及び災害対策本部の設営及び通信機器等の運用確認
山口県	県	1/19	「防災とボランティア」講演会	「阪神・淡路大震災に遭遇して」 兵庫県北淡町長 小久保正雄 「ボランティア活動で得たもの」 救済ボランティア騎兵隊代表 杉本邦夫
徳島県	県	1/19	近畿被災建築物応急危険度判定協議会平成10年度被災建築物応急危険度判定訓練	地震発生を想定し、近畿被災建築物応急危険度判定協議会において、相互支援に関する連絡訓練を行う。また、民間判定士までの連絡訓練も本県においては行う。
香川県	県	1/15-17	防災とボランティアのつどい	・防災グッズ・防災パネル等の展示 ・ボランティア団体による阪神救援グッズ等の販売（収益金は、阪神・淡路大震災義援金に） ・ボランティア団体による手作り菓子、うどん等販売、餅つき・フリーマーケット（収益金は、高知県豪雨災害の義援金に）
愛媛県	県	1/18-21	ロビー展の開催	防災意識啓発のための写真パネル展等の開催 ・阪神・淡路大震災写真パネル展示 ・消防防災ヘリコプター紹介コーナー ・衛星系防災行政無線紹介コーナー
高知県	県	1/15-21	阪神・淡路大震災災害写真展	阪神・淡路大震災の災害写真の展示を行い、県民の防災意識の啓発に資する。
福岡県	県	1/20	防災研修会	防災ビデオ「ドキュメント 神戸72時間の記録」 講演「阪神・淡路大震災の教訓を風化させないために」 神戸大学都市安全研究センター教授（工学博士） 室崎益輝
佐賀県	県	1/18	防災講演会	「地震とマスコミ報道」 NHK佐賀放送局長 矢ヶ部正文 「自然災害とその対応策」 九州大学工学部教授 入江功
長崎県	佐世保市	1/17	「防災とボランティアの日」記念事業	記念講演「災害とボランティアについて考える」 長崎県社会福祉協議会事務局長 山本主税 実習「119番のかけ方」「消火器を使った初期消火」
熊本県	県	1/19-20	自主防災組織リーダー研修会	自主防災組織リーダーに対する研修会を実施 ・講師による講義と事例検討・日本防火協会と共催
大分県	県	1/19	防災講演会	「台風と地震」 大分地方気象台長 菊地昌宏 「1997年鹿児島県北西部地震による建築物の被害と教訓」 大分大学工学部助教授 菊地健児 「医療救護活動の実際」 大分県医師会副会長 杉田肇

都道府県名	実施団体	実施日	行事名	行事内容
宮崎県	県	1/19	防災とボランティア週間講演会	「巨大災害は起こるか 今日における自主防災の在り方」 京都大学教授 河田恵昭 「防災とボランティア」 落語家 三遊亭歌之介 防災グッズの展示・普及促進、起震車を使った地震体験、消防の役割についての普及啓発 消防車の展示・体験搭乗
鹿児島県	県	1/12	桜島火山爆発総合防災訓練	桜島の爆発を想定し、各種災害対応訓練を実施したが、その中で県社会福祉協議会の職員をコーディネーターに、ボランティア志願者を効率的に受け入れ活動をスムーズにするための「ボランティア現地本部設置訓練」を実施した。
沖縄県	県	1/16,17 21	「みんなの県政」 (県の広報番組) による普及啓発	・災害に備えて(地震・津波等)防災意識の啓発を促す(琉球大学木村教授及び沖縄気象台へのインタビュー) ・ボランティア活動の普及啓発を促す

大規模災害時における消防・防災ヘリコプターの広域応援体制検討委員会報告書(概要)

救急救助課

1 阪神・淡路大震災時の活動及び航空消防防災体制の充実

阪神・淡路大震災は、多数の消防・防災ヘリコプターが大規模に救援救助活動を行った我が国の初めての事例であり、全国から16団体(計27機)の消防・防災ヘリコプターが参加して救急搬送、物資輸送、人員輸送、調査等に活躍しました(延べ活動機数1,336回)。その後、地方公共団体相互の連絡協調の推進と、航空消防防災体制の確立を図ること等を目的として、平成8年1月には「全国航空消防防災協議会」が発足しました。また、消防・防災ヘリコプターは阪神・淡路大震災以降急速な整備が進み、平成10年度末には、42都道府県域において66機が整備され、未配備県域が5県のみとなり、ほぼ全国的な配備が整ってきています。

このような体制が整備されたことにより、大規模な災害発生時には、阪神・淡路大震災におけるヘリコプター応援の規模を上回る規模の消防・防災ヘリコプターが応援を行うことが期待される一方、これらの応援活動を円

滑かつ迅速、組織的に行うために、ヘリコプターの集中運用時の課題を把握した上で、受援する側の受け入れ体制の充実強化が必要です。

2 阪神・淡路大震災の教訓

- (1) 阪神・淡路大震災では、多数の消防・防災ヘリコプターが活躍した一方、通信連絡網の寸断により、応援ヘリコプターの把握やヘリコプターの参集拠点、補給場所の選定等の調整に時間を要しました。
- (2) ライフラインの途絶などにより、ヘリポートの使用に著しく制限を受けたり、道路、交通機関が遮断されたことにより、航空隊員の参集や燃料輸送が困難となり、初動措置対応に支障が生じました。

3 消防・防災ヘリコプターの広域応援体制

- (1) ヘリコプターの広域応援要綱等について
大規模災害時には、昭和61年5月に制定された「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」に基づく広域航空消防応援によって都道府

県域を越えて活動を行っています。

この要綱及び細目は、消防組織法第24条の3に基づいて大規模特殊災害発生市町村が、他の都道府県の市又は都道府県の保有するヘリコプターを用いた消防の応援を要請する場合の一般的マニュアルを定めたものです。

なお、昭和61年から平成10年度末までの出勤実績は127件（出勤したヘリコプター機数248機）です。

(2) 防災情報システムの整備について

全国的な航空消防防災体制を充実強化するためには、全国各地の離着陸場情報やヘリコプター運航情報等をデータベース化する防災情報システムの適切な運用を図っていく必要があります。消防庁としても、整備を推進しているところです。都道府県及び消防機関等においても、当システムの導入に積極的に取り組む必要があります。

4 ヘリコプター受援マニュアル（要領）の策定について

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、消防・防災ヘリコプターによる応援が迅速かつ的確に実施できるよう、ヘリコプター受援を受ける地方公共団体の受援体制の強化が必要であり、具体的には、「ヘリコプター受援マニュアル（要領）」の策定が有効です。
- (2) 「ヘリコプター受援マニュアル（要領）」の内容としては、活動拠点、航空燃料等の確保方策、航空隊本部等の設置（後述）、ヘリコプターの行う消防防災活動内容の想定、航空安全体制の確保等ヘリコプター活動全般にわたって必要な事項を定める必要があります。

5 航空隊本部（仮称）の設置

- (1) 応援要請側市町村の消防航空隊又は要請側市町村の属する都道府県の防災航空隊（以下「被災地航空隊」という。）は、自ら保有するヘリコプターによる消防防災活

動を実施することに加えて、応援を行う消防・防災ヘリコプターを受け入れ、その活動を支援するために極めて多岐にわたる活動を行う必要があります。更に、被災市町村や被災市町村の属する都道府県等とも連携を図る必要があります。

- (2) 被災地航空隊には、航空隊員や、航空活動を支援する要員等からなる航空隊本部（仮称）を設置し、消防・防災ヘリコプターの一元的な管理調整等を行う必要があります。航空隊本部には、指揮・運航管理班、庶務班、飛行班、整備班等を設置し、円滑な航空消防防災活動を実施することが適当です。

6 地方公共団体の災害対策本部の体制の充実～災害対策本部航空班（仮称）の設置

- (1) 多数のヘリコプター応援が必要とされる大規模災害時には、通常「災害対策本部」が設置される。災害対策本部においては、災害応急対策等を実施することとされていることから、被災地周辺で活動を行う航空隊本部は災害対策本部と緊密な連絡を図りながら、ヘリコプターに関する業務を遂行する必要があります。
- (2) 大規模災害時には、消防・防災ヘリコプターだけでなく、自衛隊、警察、海上保安庁等の実働機関も多数のヘリコプターを被災地に派遣することが想定され、これらの機関のヘリコプターに関しても災害対策本部において調整等を行う必要があります。
- (3) 地方公共団体は、災害対策本部事務局にヘリコプター調整事務担当者を置く必要があります。都道府県や政令指定都市等においては、災害対策本部事務局に「航空班」等を設置することも含めて、その体制を充実する方策を検討する必要があります。

今 きらめきはじめる甲賀

甲賀郡行政事務組合甲賀郡消防本部 消防長 林 忠夫

甲賀は「こうか」と呼んでいます。古くは鹿深、甲河、甲香などの文字があてられておりました。

甲賀郡は、滋賀県の南東部に位置し、三重県・京都府に隣接し大阪と名古屋のほぼ中間に在り、その面積は522.18平方キロメートルで、滋賀県の13.74%を占め古来より近畿と東日本との交通の要衝として拓け、名神高速道路が西部を走り又国道1号線が東西に、国道307号線が南北に縦断しております。

気象は概して温暖であるが、東部及び西部山岳地帯は年平均温度12～13と低いのが特徴です。

管内は、石部町・甲西町・水口町・土山町・甲賀町・甲南町及び信楽町の7町からなり、五街道の一つである東海道の宿場町、忍者の古里、甲賀の配置売薬、六古窯の一つである信楽焼、近江茶の産地として古くからその名を知られ、今なお数多くの遺蹟・文化財が残されています。

近年多くの工業団地が開発されると共に、緑豊かなベットタウンとして京阪神から移り住む人も多く、人口は14万7千人に達し第2名神高速道路の建設工事も始まり、びわこ空港（仮称）や湖東大阪線（仮称）などの新しい交通体系が計画され、通過点「甲賀」から交通拠点「甲賀」への脱皮を目指しております。

このような郡城にあって昭和48年4月1日、郡内7町で構成する「甲賀郡行政事務組合」の一部局として4消防署・2分遣所、消防職員68名の体制でスタートしました「甲賀郡消防本部」も今年で27年目を迎えました。

この間、甲賀郡を取り巻く社会情勢は大きく変貌し、これに伴い消防業務の内容も特殊化・複雑多様化し、これに対処するため各方面の理

解を得ながら逐次消防力の増強に努め、現在では職員149名、消防車輛30台を配備し、火災予防、救急活動等円滑なる消防行政の推進と、住民生活の安全確保に全力を傾注しております。

こうした中、年々複雑多様化する各種災害に対応すべく消火・救急等の資器材の増強、漸増する一方の救急事案に対応する為、救急救命士の養成や高規格救急車導入並びに資器材等の整備を図り救急高度化を推進しております。

またこのような現状の中築後23年が経過した現庁舎が大変手狭となり、又昭和56年に設置した消防一斉指令装置の老朽化による機器故障が懸念される状況となって来たことから、甲賀郡消防の拠点となるべき庁舎の全面移築の計画を平成6年6月にスタートさせ、庁舎建設検討委員会、先進地視察を重ねる等5年の年月を経てこの度竣工を迎える運びとなりました。

新庁舎は鉄筋コンクリート4階建て、延べ面積3,756.17㎡で1階に仮眠室・待機室を、2階には消防署事務室・屋内訓練場を、3階には通信指令室・作戦室・視聴覚室を設け、4階には消防本部事務室を配しております。

本庁舎の建築に引き続き平成11年度には訓練塔の建設、耐震性水槽の設置、消防緊急通信指令装置の導入、ヘリコプターの離発着場の建設等を予定しており12年3月には全ての施設が完成し、甲賀郡の防災の拠点としてその全容を表わすこととなります。

この庁舎の完成により、防火防災に対する郡民の意識がより高揚することを期待いたしますと共に、全職員が一丸となって「安全で安心な我が街 甲賀」の建設に邁進する決意であります。

「防災の日」及びその前後の日を中心にして、各地でこのような防災訓練が実施されています。家族みんなで訓練に参加して、防災について話

し合うよい機会です。地元の公共団体や消防機関からのお知らせやポスターに注意して、防災訓練に積極的に参加しましょう。

花火による火災の防止

夏になり、家の庭などで子供たちが花火をしているのをよく見かけます。しかし、家庭で気軽に楽しめる「おもちゃ花火」であっても、正しく取り扱わないと火災になったり、火傷をしたりするなどの事故になりかねません。「花火でまさか」と思いがちですが、必ず次のことに注意し、楽しく遊びましょう。

1 風の強い乾燥した日などには花火をしない！

次のような気象状況の時は花火をしないようにしましょう。

- ・火災警報が出されているとき。
- ・強風注意報や乾燥注意報などが出されているとき。

2 注意書を必ず読む！

最近では、「おもちゃ花火」も改良され、さまざまな種類、点火方法のものが販売されています。花火の側面等に記載してある注意書を必ず読んで取扱いには、十分注意しましょう。

3 花火をほぐしたり、数本束ねて点火したりしない！

安全な花火でも、ほぐして火薬を集めたり、数本又は数個をまとめて点火したりした場合には、火薬が一度に燃えることとなり、大変危険です。花火はそのままの形で必ず一本ずつ点火するようにしましょう。

4 燃えやすいものがない安全な場所を選ぶ！

花火の火薬の量は少量ですが、「ロケット花火」などのように高く飛ぶものや、「ねずみ花火」のように地面を走り回るものなどが数多く販売されており、空高く上がった花火の火の粉が屋根に落ちたり、走り回った花火

(予 防 課)

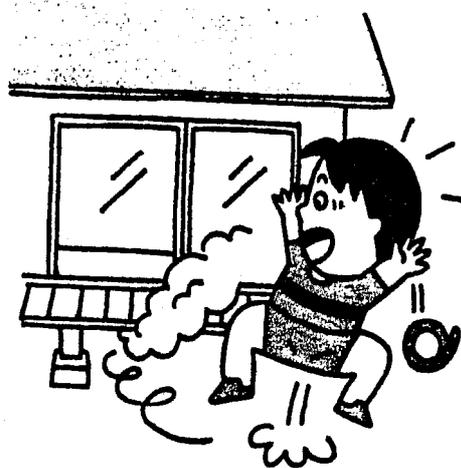
の火の粉が周囲の紙くず等に着火し、火災となった事例が多く見られます。

花火をする場合は、次のような条件にあった場所を選ぶようにしましょう。

- ・紙くず、枯れ草、廃材など燃えやすい物が周囲にないこと。
- ・灯油などの危険物品が周囲にないこと。
- ・建物から離れていること。

また、文化財の周囲など花火が禁止されている場所では決して花火をしないようにしましょう。

▶花火をするとき周囲の安全を確認していますか



5 子供だけでは花火をさせない！

子供だけで花火をしていたため、周囲の紙くずに火がつき、消火できずに建物にまで燃え移ってしまった事例や、花火の火が衣類に燃え移り火傷をした事例もあります。花火をするときは必ず大人が付添い、人や建物に火花を向けないように注意しましょう。

▶大人がついていますか



6 水の入ったバケツなどを用意する！

花火の燃えカスに火が残っているのに気が付かず、ごみ箱に投げ捨てたため火災となった事例があります。

花火をする際には、必ず水の入ったバケツ

などを用意し、点火に使ったマッチや花火の燃えカスは、必ずその中に入れて確実に消火しましょう。

▶花火をするそばに水の入ったバケツを用意していますか



婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ

(防 災 課)

婦人防火クラブは、日頃から家庭の防火を担う女性の方々に、火災予防の知識を身に付けてもらうことを目的に、主に家庭の主婦等に呼びかけ、昭和37年から育成を続けてきた防火・防災組織です。平成10年4月1日現在、全国各地に約1万5千のクラブが結成され、約250万人のクラブ員が活躍しています。

婦人防火クラブの活動内容は、各クラブによってさまざまですが、おおむね次のようなものがあります。

春、秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日等のイベントに参加してキャンペーン活動を行う。

婦人防火教室の開催、家庭の防火診断の実施等を通じて、防火・防災意識の啓発を図る。

消防施設等を見学し、防火・防災についての知識を深める。

初期消火訓練や救急講習会に参加し、知識と技術を修得する。日頃の成果は、総合防災訓練のほか各種イベント会場等で披露する。

婦人防火クラブの都道府県大会、全国大会

等へ参加し、全国の仲間との交流を図る。

さらに、地震などの大規模災害が発生したときは、地域の自主防災組織の有力なメンバーとして、様々な活動を通して修得した知識や技術を大いに生かし、初期消火、避難誘導、応急手当などの防災活動に活躍するほか、炊き出し、情報連絡、救護などきめ細かな活動を行うことが期待されています。

戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災では、情報網の寸断、道路等の損壊や交通渋滞、停電や断水等により、消防機関の活動は著しく制限されました。

このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、自主的な防災活動を行うことが極めて重要です。

この大震災においても、住民の皆さんが協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、がれきの下敷きになった多くの人命を救った事例などが数多く見られ、地域における自主的な防災活動の重要さが改めて認識されたところ

るです。

このように、万一の場合にはお互いに協力して活動できる体制を整えていくことが、安全な地域社会をつくるために大変重要となっています。

今後、火災や災害のない安全なまちづくりのため、ひとりでも多くの女性の方々に、防災の

重要性を認識していただき、こうしたクラブ活動や各種防火・防災行事に積極的に参加していただきたいものです。

また、婦人防火クラブの活動を支えている家庭や地域の皆様には、暖かい御理解と御協力をお願いします。

津波による災害の防止 ～地震イコール津波すぐ避難～

(震災対策指導室)

皆さんは、これから本格的な夏を迎えるにあたり、海水浴や磯釣りなどで海辺へ出かける機会が多くなることでしょう。

海辺にいるとき地震が起きたら、まず何を考え、どうすべきと思いますか。

日本は、世界有数の地震多発国であるとともに、周囲を海に囲まれているため、過去に幾度となく津波による被害を受けてきました。「平成5年北海道南西沖地震」では、津波の急襲により多数の尊い人命が奪われました。

津波に対して、正しい知識を持ち、迅速かつ適切な行動をとることが必要です。海辺にいるときは、「地震イコール津波すぐ避難」ということを再認識してください。

1 津波の特徴

- (1) 津波の原因は、地震によるものが最も多い。

津波は、地震、海底火山の爆発、大規模な山崩れなどによって発生しますが、最も多いのは地震によるものです。

「平成5年北海道南西沖地震」では、震源に近い奥尻島で、地震発生後数分で津波の第1波が急襲したといわれています。

また、昭和35年のチリ地震津波では、地震からおよそ1日たってから、異常な引き潮の後、長い周期で津波が高潮のように押し寄せ、三陸海岸では波の高さが5～6メートルにも達しました。この津波により、死者119名、行方不明20名という尊い人命

が奪われました。

- (2) V字型の湾は危ない。

津波の被害は、海岸や海底の形状に大きく影響されます。一般に、外洋に直面するV字型の湾や海岸で、陸に近づくにつれて急に浅くなっているところでは、津波の波高は急に高くなります。

- (3) 津波は川を逆流する。

川の流れに逆らって、河口からさらに上流へと押し寄せる津波があります。川を逆流する津波の速さは、秒速10メートルにもなります。また、波が橋を押し流したり、堤防を越えることもあります。

避難するときは、川沿いを避けなくてはなりません。

- (4) 津波は繰り返し来襲する。

津波は1回だけで終わることは少なく、時間をおいて何回か繰り返し襲ってきます。また、第1波よりも第2波、第3波の方が高くなることもあります。

- (5) 海の異常現象を感じたら、警戒し、避難する。

過去の津波では、津波が来襲する前兆として、遠雷のような音が聞こえたり、干潮でもないのに海水が急に引いたり、今まで見えなかった海底が見えたりしたということが言われています。

このような異常現象に出会ったら、津波を警戒してただちに避難しましょう。

2 津波に対する心得

海浜へ行くときは、日頃から避難標識や避難地案内板など避難場所を確認しておく習慣を身につけるとともに、つぎのようなことを再認識して、津波による災害から身を守りましょう。

- ・ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波警報が発表

されたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで安全な場所に避難する。

- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険ですので行わない。
- ・ 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

あなた自身を津波から守るために、「地震イコール津波すぐ避難」ということを忘れないようにしましょう。

最近の行事から

平成11年度消防研究所一般公開の結果について

消防研究所

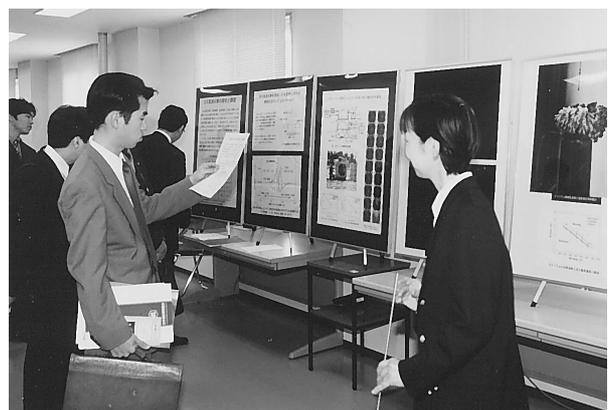
昭和35年の閣議了解に基づき、毎年4月に科学技術週間が設けられ、その行事の一環として全国の試験研究機関が一般に公開されています。

消防研究所においても、4月16日に当研究所の施設を公開し、併せて日頃の業務の一部を実験・展示等により披露しました。

今回の一般公開では、来訪者に各展示・実演をより理解して記憶に留めていただく等の趣旨

から、公開パネル、簡単な紹介レジメを作成し入場者へ配布しました。

この結果、晴天にも恵まれ、全国の消防関係者、消防機器メーカー、大学等の研究機関、さらには地域住民の方々が多数来場し、広範囲かつ他領域にわたる消防研究所の業務を理解していただいたところです。



消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文募集要領

消防研究所

趣 旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を募集します。

1. 主 催

自治省消防庁

2. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

3. 応募者資格

応募者の資格は次に該当するものとします。

(1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ

(2) (1)以外の個人もしくはグループ

4. 応募作品

(1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたものとします。
(ただし、市販化しているものは、平成6年4月1日以降のものに限ります。)

(2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたものとします。(ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成8年4月1日以降のものに限ります。)

なお、(1)及び(2)ともに、過去に応募したも

のと同じ作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

5. 応募の様式

別添の様式により、日本語で作成したものとします。

6. 表彰及び賞

(1) 表彰状及び副賞を授与します。

(2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

消防防災機器の開発・改良 10点以内

消防防災科学に関する論文 10点以内

7. 表彰者の発表

平成12年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究所の機関誌「消研輯報」及び消防研究所ホームページに掲載します。

8. 締 切

平成11年9月30日(木) (当日消印有効)

9. あて先及び問い合わせ先

自治省消防庁消防研究所庶務課

〒181 8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話 0422 44 8331 (代表)

消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>

別添

応募様式

表紙、概要、本文、図表、写真で構成されるものとする。

A 「消防防災機器の開発・改良」の場合

1. 表紙

- ・ A4版（縦長）とする。
- ・ 開発・改良の名称、氏名、勤務先名、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、勤務先 / 自宅の区別）を明記する。

2. 概要

- ・ A4版（縦長）1枚とする。
- ・ 横書きとする。
- ・ 「概要」と頭書する。
- ・ 次の4点について記入すること。
 - (1) 開発・改良の名称
 - (2) 機器の利用分野
 - (3) 開発・改良以前の問題点
 - (4) 開発・改良による効果

3. 本文

- ・ A4版（縦長）用紙を使い、4枚以内とする。
- ・ 横書きとする。
- ・ 手書き、ワープロ使用を問わない。
- ・ 1050字詰め（35字 / 行、30行 / ページ）とする。
- ・ 「開発・改良の名称」を頭書する。
- ・ 氏名、勤務先等は記入しない。
- ・ 図表、写真を本文中に挿入しない。（図表、写真は別に添付する。）

4. 図表

- ・ 図は必ず添付する。
- ・ 必要に応じて表を添付する。
- ・ A4版（縦長）用紙を使用する。（1枚の用紙に複数の図表の貼付も可。）

5. 写真

- ・ 必要に応じて写真を添付する。
- ・ A4版（縦長）用紙に貼付する。（1枚の用紙に複数の写真の貼付も可。）
（ゼロックスによるコピーは不可）

なお、図表及び写真は、A4版用紙4枚以内とする。

B 「消防防災科学に関する論文」の場合

1. 表紙

- ・ A4版（縦長）とする。
- ・ 論文の題目、氏名、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、勤務先 / 自宅の区別）を明記する。

2. 概要

- ・ A4版（縦長）1枚とする。
- ・ 横書きとする。
- ・ 「概要」と頭書する。
- ・ 次の2点について記入すること。
 - (1) 論文の題目
 - (2) 要旨

3. 本文

- ・ A4版（縦長）用紙を使い、8枚以内とする。
- ・ 横書きとする。
- ・ 手書き、ワープロ使用を問わない。
- ・ 1050字詰め（35字 / 行、30行 / ページ）とする。
- ・ 「論文の題目」を頭書する。
- ・ 氏名、勤務先等は記入しない。
- ・ 図表、写真を本文中に挿入しない。（図表、写真は別に添付する。）

4. 図表

- ・ 必要に応じて図表を添付する。
- ・ A4版（縦長）用紙を使用する。（1枚の用紙に複数の図表の貼付も可。）

5. 写真

- ・ 必要に応じて写真を添付する。
- ・ A4版（縦長）用紙に貼付する。（1枚の用紙に複数の写真の貼付も可。）
（ゼロックスによるコピーは不可）
なお、図表及び写真は、A4版用紙4枚以内とする。

林野火災に対する警戒の強化を！

防 災 課

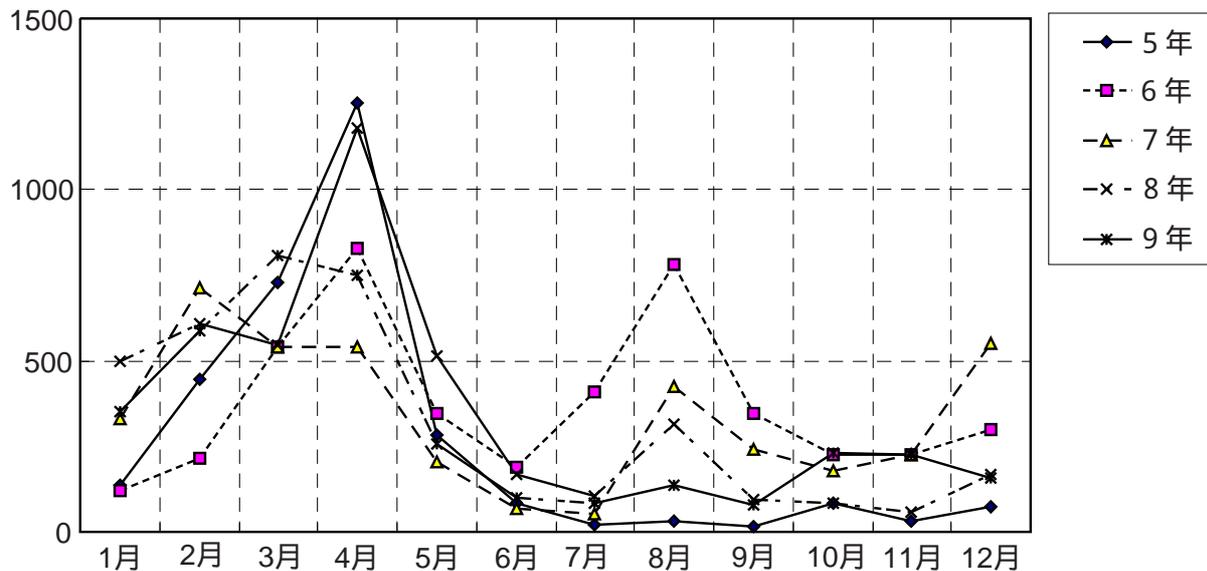
例年、3月～5月は林野火災が多く発生しています。これは、この時季に降雨量が少なく空気が乾燥し、山菜採りやレクリエーションなどによる入山者が増加することなどによるためです。

出火原因は、そのほとんどが「たき火」、「たばこ」、「火入れ」など、火気の取扱いの不注意や不始末であり、特に乾燥注意報や強風注意報が発令されているときは、林野火災が発生しや

すく、また、大火災になりやすいので十分な警戒が必要です。

レクリエーションやドライブ目的で入山する機会の多い行楽シーズンを迎え、入山者は、たばこの投げ捨てをしないなど火気の取扱いに十分注意するとともに、行政機関や関係団体においては、地域の気象状況に十分留意し巡視活動を行うなど林野火災に対する警戒を一層強化されるようお願いします。

(林野火災の月別出火件数)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5年	138	444	728	1256	283	85	19	34	18	84	31	71
6年	122	216	542	829	348	188	410	782	348	227	225	297
7年	332	713	538	538	207	68	53	425	243	177	226	552
8年	498	606	547	1181	512	168	106	316	96	85	58	166
9年	351	590	808	751	255	98	84	137	77	232	226	157

平成11年4月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防消第58号	11.4.1	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設等整備費補助金に係る交付要綱の一部改正について
消防消第62号	11.4.1	各都道府県知事	消防庁長官	国が行う補助の対象となる消防施設の基準額の一部改正について
消防消第65号	11.4.1	各都道府県知事	消防庁長官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について
消防消第66号	11.4.1	各都道府県知事	消防庁長官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について
消防消第67号	11.4.1	各都道府県消防主管部長	消防課長	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意点について
消防消第68号	11.4.1	各都道府県知事	消防庁次長	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（準則）及び市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（準則）の一部改正について
消防消第69号	11.4.1	各都道府県知事	消防庁長官	消防施設強化促進法の一部を改正する法律の施行について
消防消第61号	11.4.2	関係府県知事	消防庁次長	消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令に基づく告示について
消防情報第58号	11.4.7	各都道府県消防防災主管部長	防災情報室長	都市公園法施行規則の一部改正に係る都市公園担当部局との連携等について
消防予第59号	11.4.7	各都道府県消防主管部長	予防課長	自家用発電設備専門技術者講習会（講習・試験）の実施について
消防情報第60号	11.4.9	各都道府県消防主管部長	防災情報室長	消防・防災システムに係るコンピュータ西暦2000年問題対応の推進について
消防危第42号 消防情報第67号	11.4.14	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長 防災情報室長	危険物災害等情報支援システムの整備について
消防災第30号	11.4.19	都道府県消防防災主管部長	防災課長	行楽期における林野火災対策の強化について
消防予第71号	11.4.19	各都道府県消防主管部長	予防課長	消防防災用設備等の性能評定について
消防予第80号	11.4.26	各都道府県消防主管部長	予防課長	蓄電池設備整備資格講習会（講習・試験）の実施について
消防予第84号	11.4.27	各都道府県消防主管部長	予防課長	平成11年度住宅防火対策推進事業の実施について
消防予第92号	11.4.28	各都道府県消防主管部長	予防課長	消防法の一部を改正する法律等の運用について

5月の広報テーマ

住宅防火対策の推進《住宅用防災機器等の設置促進》 有人セルフサービス方式の給油取扱所について 住民に対する応急手当の普及啓発 消防団活動への理解と協力 風水害への備え

編集後記

今月号では、消防機関等における2000年問題対応状況の調査集計結果を掲載しました。2000年まであと残すところ7ヶ月となり、消防機関等に限らず私たちの身边では様々なところで、対応策が考えられています。ご存じのようにこの問題は、コンピュータを使ったシステムについて発生するものであり、今までに誰もを経験したことの無い問題に直面するわけです。

この調査結果にもありましたが模擬テスト等により様々なテストが実施されています。しかし、100%完全に対応する事は不可能であり、万が一に備えた危機管理計画が重要なこととなります。

危機管理と言えば、私たちの得意とする分野です。危機管理のプロとして、腕の見せどころではないでしょうか。2000年の平穏な正月に向け、私も生活全般について、様々なことを見直してみたいと思います。

*先月16日に消防研究所の一般公開に行って来ました。消防研究所は三鷹市の閑静な住宅街の一角の広大な敷地の中で、消防大学校と同一のところにあります。

ここでは、これから需要が見込まれる「深層地下駐車場」における大規模な模型を使い消防活動を支援する上で有利となる排煙の研究等様々な実験研究が行われていました。

昔と違って、防火対象物等も様々な形態となり、火災防ぎも戦術も複雑化しています。当研究所では、これらに対応すべく各種の消防防災の科学技術に関する広範な研究が行われており、より一層の成果を期待したいと思います。皆さんも機会がありましたら是非、一度見学に行かれては如何でしょうか。

消防庁ホームページ
<http://www.fdma.go.jp>

編集発行
消防庁総務課
〒105 8489 東京都港区虎ノ門
2丁目2番1号
TEL 03(5574)0121
